



# 始良中央地区

第11号

平成16年4月

# 合併協議会だより

編集

始良中央地区合併協議会 〒899-4394 国分市中央三丁目45番1号 国分シビックセンター行政棟(国分市役所)7F

TEL0995-64-0937 FAX0995-64-0940

ホームページ <http://www2.airachuou-gappei.jp/index.html>

メールアドレス [soumu@airachuou-gappei.jp](mailto:soumu@airachuou-gappei.jp)

始良中央地区1市6町(国分市、溝辺町、横川町、牧園町、霧島町、隼人町、福山町)

シリーズ「まちの顔」 今月は **霧島町** を紹介します



写真は、左から「花はきりしま菜の花ウォーク」と「ミヤマキリシマつつじ」です。

## 第20回協議会

「上・下水道事業(水道)の取扱い」、「農林水産関係事業(農業)の取扱い」、「一般職の職員の身分の取扱い」、「町名・字名の取扱い」、「その他事業(指定金融機関等)の取扱い」についての協議及び「学校教育事業の取扱い」についての提案説明がありました。

## 第21回協議会

「町名・字名の取扱い」、「新市まちづくり計画」、「学校教育事業の取扱い」についての協議及び「社会教育事業の取扱い」、「第三セクター等関係事業(第三セクター)の取扱い」、「その他事業(企画関係事業)の取扱い」についての提案説明がありました。

## 第二十回・第二十一回 協議会内容

始良中央地区合併協議会の第二十回協議会が三月十一日、第二十一回協議会が三月二十五日に国分シビックセンター多目的ホールで開催されました。会議では合併協定項目のうち、八つの事項について協議され承認されました。

### 第二十回協議会

【協議された事項】……………  
協議第四十五号―一 上・下水道事業

#### (水道)の取扱いについて

新市における上・下水道事業(水道)の取扱いについて、協議のうえ次のとおり承認されました。

- 一 上水道・簡易水道事業の認可については、合併の日には事業廃止の届出をし、同時に新市として現行のとおり創設認可を受ける。また、中・長期事業計画のうち、継続事業は現行のとおり新市に引き継ぎ、新規事業は新市において調整すること

- 二 国分市、溝辺町及び隼人町の上水道事業は、合併と同時に統合する。また、横川町、牧園町、霧島町、福山町及び隼人町がそれぞれ管理する簡易水道事業については、合併と同時に地方公営企業法を適用し、

簡易水道事業会計(公営企業会計)として会計方式を統一すること

- 三 上水道・簡易水道料金については、新市において五年間で統一する。なお、メーター使用料については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において五年後廃止する方向で調整すること

- 四 上水道・簡易水道関係手数料については、合併までに調整すること
- 五 上水道・簡易水道加入金については、合併までに調整すること
- 六 開発負担金等については、合併までに調整すること

- 七 工業用水道事業については、現行のとおり新市に引き継ぐこと

### 協議第三十九号 農林水産関係事業

#### (農業)の取扱いについて

新市における農林水産関係事業(農業)の取扱いについて、協議のうえ次のとおり承認されました。

- 一 地域農政推進対策事業(農政審議会含む)は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、組織等については、合併までに調整すること

- 二 農業振興地域整備計画は、新市において策定する。なお、策定までは旧市町の例による。  
農業振興地域整備促進協議会の委員等については、合併までに調整すること

- 三 認定農業者、新規就農者等の営農活動に対する支援事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、特色ある単独事業については、これまでの取り組みの経緯を踏まえ、経過措置を含め制度内容等を合併までに調整すること

- 四 農業制度(振興)資金利子補給事業等は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、利子補給率については、合併までに調整すること  
金融運営協議会等の設置については、合併までに調整すること  
福山町が実施している農業経営振興資金(単独)貸付事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、制度内容については合併までに調整すること

- 五 水田農業推進協議会事業、地域水田農業ビジョン等は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、組織等については、新市において調整すること

- 六 環境保全型農業推進事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、単独補助事業は、合併時に廃止すること

- 七 畜産関係の各種振興事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、制度内容については、合併までに調整すること

- 八 畜産共進会開催については、関係

機関と実施方法等を協議し合併までに調整すること

- 九 農業地域活性化イベントは、当分の間新市において現行のとおり旧市町の範囲で実施する。ただし、内容等が類似しているものは、統廃合を含め検討すること

なお、具体的な協議項目の内容については、先月号の協議会だより(九ページ)に掲載しています。



協議会における審議状況

### 協議第四十八号 一般職の職員の身分の取扱いについて

新市における一般職の職員の身分の取扱いについて、協議のうえ次のとおり承認されました。

- 一 一市六町の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第九条第一項の規定により、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。

- 二 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めること。

- 三 職員の職名については、合併までに調整すること。

- 四 給与については現給を保障し、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、統一を図ること。

### 協議第四十九号 町名・字名の取扱いについて

新市における町名・字名の取扱いについては、次の内容について協議を行いました。法律改正の状況なども考慮し、更に検討を行うため継続審議となりました。

- 一 町・字の区域については、現行のとおりとすること。

- 二 町・字の名称については、次のとおりとすること。

- (一) 国分市については、「国分市」を「霧島市国分」に置

き換える

- (二) 溝辺町については、「始良郡溝辺町」を「霧島市溝辺」に置き換える

- (三) 横川町については、「始良郡横川町」を「霧島市横川」に置き換える

- (四) 牧園町については、「始良郡牧園町」を「霧島市牧園」に置き換える

- (五) 霧島町については、「始良郡霧島町」を「霧島市霧島」に置き換える

- (六) 隼人町については、「始良郡隼人町」を「霧島市隼人」に置き換える

- (七) 福山町については、「始良郡福山町」を「霧島市福山」に置き換える

ただし、大字の「福山」については、「霧島市福山」番地とする

### 協議第五十号 その他事業(指定金融機関等)の取扱いについて

新市におけるその他事業(指定金融機関等)の取扱いについて、協議のうえ次のとおり承認されました。

- 指定金融機関等については、合併までに調整すること。



提案説明を行う川路教育副部長(隼人町)

### 【提案された事項】

#### 協議第五十一号 学校教育事業の取扱いについて

新市の学校教育事業の取扱いについて、次回の協議会議事の提案説明がありました。

- 一 幼稚園、小学校、中学校、高等学校の設置及び配置は、現行のとおり新市に引き継ぐこと

学校施設整備計画は、現行のとおり新市に引き継ぐこと

- 二 通学区域は、当分の間現行のとおりとし、新市において速やかに「学校規模及び通学区域等適正化審議会(仮称)」で検討すること

- 三 遠距離通学費補助は、原則として通学距離が小学生四キロ以上又

は中学生六キロ以上の児童、生徒の保護者を対象に次のとおりとすること

- (一) 公共交通機関利用者は、定期券代等実費を全額補助する。

- (二) 自転車利用者は、購入補助のみとする。

- (三) 徒歩通学者は、交通機関及びスクールバスの利用が困難な児童、生徒の保護者のみを対象とし、それぞれ補助金額等は合併までに調整する。

- 四 スクールバスの運行地域等は、現行のとおり新市に引き継ぐこと

- 五 奨学資金の貸与額、償還年数及び選考基準等は合併までに調整すること

- 六 公立幼稚園保育料は、合併までに統一し、就園奨励費の減免金額及び区分は国の基準どおりとすること

- 七 私立幼稚園就園奨励費の補助限度額及び区分は現行のとおりとし、単独事業分の補助限度額及び区分は、合併までに調整すること

- 八 学校給食の調理施設(共同調理場、単独校)業務運営については、現行のとおり新市に引き継ぎ、方式等は新市において随時検討すること

- 九 給食費は、当分の間現行どおりとし、新市において検討すること

十 運営委員会は、旧市町の組織を継続し、それぞれの代表による運営委員会連絡協議会(仮称)を組織すること

以上の提案があり、次回の協議会で協議されることとなりました。

第二十一回協議会

【協議された事項】・・・・・・・・・・

協議第四十九号 町名・字名の取扱いについて

新市における町名・字名の取扱いについては、前回の協議会において協議決定される予定でしたが、法律改正の状況なども考慮し、更に検討を行うため継続審議とし再度協議を行った結果、次のとおり修正のうえ承認されました。

- 一 町・字の区域については、現行のとおりとする
- 二 町・字の名称については、次のとおりとする
  - (一) 国分市については、「国分市」を「霧島市国分」に置き換える
  - (二) 溝辺町については、「始良郡溝辺町」を「霧島市溝辺町」に置き換える
  - (三) 横川町については、「始良郡横川町」を「霧島市横川町」に置き換える
  - (四) 牧園町については、「始良郡

牧園町 「を」霧島市牧園町「に置き換える」

(五) 霧島町については、「始良郡霧島町」を「霧島市霧島」に置き換える

(六) 隼人町については、「始良郡隼人町」を「霧島市隼人町」に置き換える

(七) 福山町については、「始良郡福山町」を「霧島市福山」に置き換える

ただし、大字の「福山」については、「霧島市福山 番地」とする

協議第十四号 二 新市まちづくり計画について

一 市六町の合併を想定して、新市の基本方針や分野別の基本計画などを取りまとめた「新市まちづくり計画(最終案)」の作成が終わり、協議会へ内容説明が行われ承認されました。これに伴い、今後は合併協定項目の調整方針と合わせて、住民説明会を七月に開催し、合併の是非を判断していた材料としても活用することとなります。

協議第五十一号 学校教育事業の取扱いについて

新市における学校教育事業の取扱いについては、前回第二十回協議会に

おける事前提案の内容どおり、協議のうえ承認されました。

【提案された事項】・・・・・・・・・・

協議第五十二号 社会教育事業の取扱いについて

新市における社会教育事業の取扱いについて、次回の協議会議事の提案説明がありました。

- 一 新市に旧市町ごとに拠点公民館(旧中央公民館等)を置く。また、社会教育法に基づく公民館事業を実施している公民館は、現行のとおりに新市に引き継ぐ。
- なお、使用料、休館日、使用時間等は合併までに調整すること



提案説明を行う野村教育部会長(溝辺町)

二 社会教育関連施設は現行のとおりに新市に引継ぐ。

なお、使用料、休館日、使用時間等は合併までに調整すること

三 社会体育施設は現行のとおりに新市に引き継ぐ。

なお、使用料、休館園(場)日、使用時間等は合併までに調整すること

四 成人式は、旧市町ごとに現行のとおりに開催する。エリアの問題や開催日の統一などは、新市において検討すること

五 運動会は、現行のとおりに旧市町ごとの形態で新市に引き継ぐ。なお、新市運動会の開催は、新市において住民の意向を踏まえ検討すること

六 文化祭は、旧市町ごとにそれぞれ開催する。なお、新市文化祭の開催は、文化協会や住民の意向を踏まえ新市において検討すること

七 指定文化財は、現行のとおりに新市に引き継ぐこと

八 人権同和教育は、現行のとおりに新市に引き継ぎ、具体的方策、事業内容等は合併までに調整すること

九 市民運動は、新市において国分市の例を参考に全庁体制で推進組織を整備し、新市全域への運動の広がりを目指すこと

十 新市に社会教育委員をおく。人数、選出方法は合併までに調整すること

十一 新市に各拠点公民館（現在の各市町の中央公民館）ごとに公民館運営審議会をおく。それぞれの人数、選出方法は合併までに調整すること

十二 新市に文化財保護審議会をおく。人数、選出方法は合併までに調整すること

十三 体育指導委員は、平成十八年度まで現行のとおりで定員とし、平成十九年度以降は新市において検討すること

十四 市（町）外から参加者のあるスポーツイベントで、内容、開催時期が類似しているものは、合併までに調整する。

その他スポーツ行事は、現行のとおり新市に引き継ぐこと  
以上の提案があり、次回の協議会で協議されることとなりました。

協議第五十三号 第三セクター等関係事業（第三セクター）の取扱いについて  
新市における第三セクター等関係事業第三セクターの取扱いについて、次回の協議会議事の提案説明がありました。

霧島神話の里公園株式会社については、現行のとおり新市に引き

継ぐこと

以上の提案があり、次回の協議会で協議されることとなりました。

協議第五十四号 その他事業（企画関係事業）の取扱いについて

新市におけるその他事業（企画関係事業）の取扱いについて、次回の協議会議事の提案説明がありました。

一 総合計画については、新市において速やかに「新市まちづくり計画」を基本に策定する。なお、あわせて実施計画を総合計画に基づいて策定すること

二 過疎地域自立促進計画については、現行のとおり新市に引き継ぐこと

三 辺地計画については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、新市において新たに辺地として指定できる地域については、辺地計画を策定すること

四 宅地造成分譲事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、定住促進に関する補助制度については、現行のとおり新市に引き継ぎ、補助制度期限後は新市において調整すること

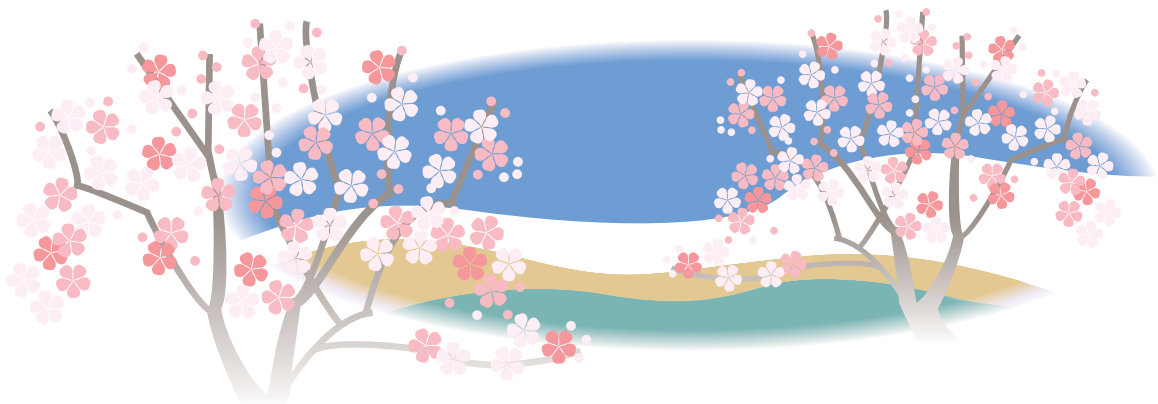
五 地域情報化については、新市において地域情報化計画を速やかに策定すること

六 ケーブルテレビ事業については、

溝辺町で実施している事業は、新市に引き継ぎ、平成十九年度までは現行のとおり運営する。なお、平成二十年度以降の運営方法については、新市において調整する。ケーブルテレビ未整備地域については、財政状況等を勘案しながら新市において調整すること  
以上の提案があり、次回の協議会で協議されることとなりました。



提案説明を行う後藤公営企業等副会長（霧島町）



## 現在までに承認された協定項目 第2回

協定項目番号	協定項目	調整方針の内容等																																																																																																																																							
3	新市の名称	<p>「霧島市」にすることと決まりました。</p> <p>【理由】 ・霧島は日本で最初の国立公園指定の地域であり、美しい自然や温泉、天孫降臨の神話など全国的に観光地としての知名度が高い。                      ・始良中央地区は、雄大な霧島連山のふところに抱かれ育まれた地域であり、新市名称としてイメージしやすい。                      ・地域内外からの名称応募件数が最も多く、親しみやすい名称である。</p>																																																																																																																																							
8	地域審議会の設置	<p>新市において、合併前の市町の区域を単位として、新市の施策に対しての意見などを述べる地域審議会(新市の附属機関)を設置することとしました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>名 称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国分地区地域審議会</td> <td>霧島地区地域審議会</td> </tr> <tr> <td>溝辺地区地域審議会</td> <td>隼人地区地域審議会</td> </tr> <tr> <td>横川地区地域審議会</td> <td>福山地区地域審議会</td> </tr> <tr> <td>牧園地区地域審議会</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、具体的な地域審議会に関する事項は、先月号の第10号合併協議会だより(7ページ)に掲載されています。</p>	名 称	名 称	国分地区地域審議会	霧島地区地域審議会	溝辺地区地域審議会	隼人地区地域審議会	横川地区地域審議会	福山地区地域審議会	牧園地区地域審議会																																																																																																																														
名 称	名 称																																																																																																																																								
国分地区地域審議会	霧島地区地域審議会																																																																																																																																								
溝辺地区地域審議会	隼人地区地域審議会																																																																																																																																								
横川地区地域審議会	福山地区地域審議会																																																																																																																																								
牧園地区地域審議会																																																																																																																																									
11	一般職の職員の身分の取扱い	<p>1. 1市6町の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条第1項の規定により、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。</p> <p>2. 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。</p> <p>3. 職員の職名については、合併までに調整する。</p> <p>4. 給与については現給を保障し、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、統一を図る。</p> <p>【職員数】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>国分市</th> <th>溝辺町</th> <th>横川町</th> <th>牧園町</th> <th>霧島町</th> <th>隼人町</th> <th>福山町</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>条例定数</td> <td>416</td> <td>116</td> <td>117</td> <td>148</td> <td>94</td> <td>280</td> <td>116</td> <td>1,287</td> </tr> <tr> <td>実職員数</td> <td>395</td> <td>103</td> <td>82</td> <td>137</td> <td>84</td> <td>274</td> <td>103</td> <td>1,178</td> </tr> </tbody> </table> <p>*平成15年4月1日現在の数値。                      *国分市の職員数は、市立高校の教員数を除く。</p> <p>【今後10年間の定年退職予定者数】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>国分市</th> <th>溝辺町</th> <th>横川町</th> <th>牧園町</th> <th>霧島町</th> <th>隼人町</th> <th>福山町</th> <th>年度計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>16年度</td> <td>5</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>17年度</td> <td>7</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>2</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>18年度</td> <td>11</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>19年度</td> <td>16</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>13</td> <td>4</td> <td>48</td> </tr> <tr> <td>20年度</td> <td>24</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>8</td> <td>4</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>59</td> </tr> <tr> <td>21年度</td> <td>18</td> <td>0</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>9</td> <td>5</td> <td>41</td> </tr> <tr> <td>22年度</td> <td>11</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>1</td> <td>11</td> <td>3</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td>23年度</td> <td>11</td> <td>6</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>9</td> <td>3</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td>24年度</td> <td>13</td> <td>6</td> <td>2</td> <td>7</td> <td>3</td> <td>8</td> <td>3</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>25年度</td> <td>13</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>1</td> <td>9</td> <td>1</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>129</td> <td>29</td> <td>21</td> <td>47</td> <td>15</td> <td>80</td> <td>32</td> <td>353</td> </tr> </tbody> </table> <p>【職名】                      各市町により職名の分類は異なりますが、主な職名は次のようなものです。</p> <p>1. 主事補    6. 室長            11. 所長    16. 部長                      2. 主事      7. 参事            12. 局長                      3. 主任      8. 所長補佐      13. 園長                      4. 主査      9. 課長補佐      14. 課長                      5. 主幹      10. 館長           15. 次長</p>		国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町	計	条例定数	416	116	117	148	94	280	116	1,287	実職員数	395	103	82	137	84	274	103	1,178		国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町	年度計	16年度	5	2	1	0	1	1	0	10	17年度	7	1	0	3	1	6	2	20	18年度	11	0	0	4	0	4	1	20	19年度	16	5	3	4	3	13	4	48	20年度	24	2	1	8	4	10	10	59	21年度	18	0	4	4	1	9	5	41	22年度	11	5	6	7	1	11	3	44	23年度	11	6	3	5	0	9	3	37	24年度	13	6	2	7	3	8	3	42	25年度	13	2	1	5	1	9	1	32	合計	129	29	21	47	15	80	32	353
	国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町	計																																																																																																																																	
条例定数	416	116	117	148	94	280	116	1,287																																																																																																																																	
実職員数	395	103	82	137	84	274	103	1,178																																																																																																																																	
	国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町	年度計																																																																																																																																	
16年度	5	2	1	0	1	1	0	10																																																																																																																																	
17年度	7	1	0	3	1	6	2	20																																																																																																																																	
18年度	11	0	0	4	0	4	1	20																																																																																																																																	
19年度	16	5	3	4	3	13	4	48																																																																																																																																	
20年度	24	2	1	8	4	10	10	59																																																																																																																																	
21年度	18	0	4	4	1	9	5	41																																																																																																																																	
22年度	11	5	6	7	1	11	3	44																																																																																																																																	
23年度	11	6	3	5	0	9	3	37																																																																																																																																	
24年度	13	6	2	7	3	8	3	42																																																																																																																																	
25年度	13	2	1	5	1	9	1	32																																																																																																																																	
合計	129	29	21	47	15	80	32	353																																																																																																																																	

協定項目 番号	協定項目	調整方針の内容等																																																																																
12	特別職の身分の取扱い	<p>新設合併の場合、合併構成市町の特別職は、合併の日の前日に失職することとなりますので、その身分の取り扱いを次のとおりとしました。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 市長、助役、収入役及び教育長の任期等については、法令の定めるところによる。給料の額は、現行の給料額及び同規模の自治体の例をもとに、合併までに調整する。</li> <li>2. 議会議員、農業委員会委員、消防団員の報酬の額は、現行の報酬額及び同規模の自治体の例をもとに、合併までに調整する。</li> <li>3. 教育委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員及び固定資産評価審査委員会の委員の数、任期については、法令の定めるところによる。報酬の額は、現行の報酬額及び同規模の自治体の例をもとに、合併までに調整する。</li> <li>4. 審議会・委員会等の附属機関については、新市において引き続き設置する必要があるものは、原則として合併までに統合又は調整する。人数、任期及び報酬額は、現行の制度及び報酬額をもとに合併までに調整する。</li> <li>5. その他の特別職については、設置する必要があるものは、原則として新市において調整する。</li> <li>6. 新市の職務執行者については、合併までに1市6町の長が別に協議して定める。</li> </ol> <p>【下表は、現行の給料及び報酬一覧】 以下の内容等を参考に、合併までに調整されます。</p> <p>【給料】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>首 長</th> <th>助 役</th> <th>収入役</th> <th>教育長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国分市</td> <td>941,000円</td> <td>736,000円</td> <td>679,000円</td> <td>679,000円</td> </tr> <tr> <td>溝辺町</td> <td>795,000円</td> <td>628,000円</td> <td>592,000円</td> <td>592,000円</td> </tr> <tr> <td>横川町</td> <td>749,000円</td> <td>593,000円</td> <td>559,000円</td> <td>559,000円</td> </tr> <tr> <td>牧園町</td> <td>797,000円</td> <td>630,000円</td> <td>594,000円</td> <td>627,000円</td> </tr> <tr> <td>霧島町</td> <td>778,000円</td> <td>615,000円</td> <td>580,000円</td> <td>580,000円</td> </tr> <tr> <td>隼人町</td> <td>859,000円</td> <td>678,000円</td> <td>640,000円</td> <td>640,000円</td> </tr> <tr> <td>福山町</td> <td>787,000円</td> <td>622,000円</td> <td>587,000円</td> <td>587,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【報酬】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>議 長</th> <th>副議長</th> <th>委員長</th> <th>議 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国分市</td> <td>468,000円</td> <td>365,000円</td> <td>347,000円</td> <td>339,000円</td> </tr> <tr> <td>溝辺町</td> <td>318,000円</td> <td>263,000円</td> <td>255,000円</td> <td>239,000円</td> </tr> <tr> <td>横川町</td> <td>299,000円</td> <td>247,000円</td> <td>239,000円</td> <td>225,000円</td> </tr> <tr> <td>牧園町</td> <td>319,000円</td> <td>264,000円</td> <td>256,000円</td> <td>240,000円</td> </tr> <tr> <td>霧島町</td> <td>311,000円</td> <td>257,000円</td> <td>249,000円</td> <td>233,000円</td> </tr> <tr> <td>隼人町</td> <td>341,000円</td> <td>280,000円</td> <td>272,000円</td> <td>255,000円</td> </tr> <tr> <td>福山町</td> <td>315,000円</td> <td>260,000円</td> <td>252,000円</td> <td>236,000円</td> </tr> </tbody> </table>		首 長	助 役	収入役	教育長	国分市	941,000円	736,000円	679,000円	679,000円	溝辺町	795,000円	628,000円	592,000円	592,000円	横川町	749,000円	593,000円	559,000円	559,000円	牧園町	797,000円	630,000円	594,000円	627,000円	霧島町	778,000円	615,000円	580,000円	580,000円	隼人町	859,000円	678,000円	640,000円	640,000円	福山町	787,000円	622,000円	587,000円	587,000円		議 長	副議長	委員長	議 員	国分市	468,000円	365,000円	347,000円	339,000円	溝辺町	318,000円	263,000円	255,000円	239,000円	横川町	299,000円	247,000円	239,000円	225,000円	牧園町	319,000円	264,000円	256,000円	240,000円	霧島町	311,000円	257,000円	249,000円	233,000円	隼人町	341,000円	280,000円	272,000円	255,000円	福山町	315,000円	260,000円	252,000円	236,000円
	首 長	助 役	収入役	教育長																																																																														
国分市	941,000円	736,000円	679,000円	679,000円																																																																														
溝辺町	795,000円	628,000円	592,000円	592,000円																																																																														
横川町	749,000円	593,000円	559,000円	559,000円																																																																														
牧園町	797,000円	630,000円	594,000円	627,000円																																																																														
霧島町	778,000円	615,000円	580,000円	580,000円																																																																														
隼人町	859,000円	678,000円	640,000円	640,000円																																																																														
福山町	787,000円	622,000円	587,000円	587,000円																																																																														
	議 長	副議長	委員長	議 員																																																																														
国分市	468,000円	365,000円	347,000円	339,000円																																																																														
溝辺町	318,000円	263,000円	255,000円	239,000円																																																																														
横川町	299,000円	247,000円	239,000円	225,000円																																																																														
牧園町	319,000円	264,000円	256,000円	240,000円																																																																														
霧島町	311,000円	257,000円	249,000円	233,000円																																																																														
隼人町	341,000円	280,000円	272,000円	255,000円																																																																														
福山町	315,000円	260,000円	252,000円	236,000円																																																																														

協定項目 番号	協定項目	調整方針の内容等			
20	慣行の取扱い	<p>1. 市章、市民憲章、市の花・木・歌等については、新市において新たに定めることとしました。</p> <p>2. 宣言は、新市において調整し、新たに制定することとしました。</p> <p>3. 表彰制度は、新市において新たな制度を創設することとしました。</p> <p>4. 各種行事は、新市において地域性を尊重しながら調整することとしました。</p> <p>【下表は、現在の慣行に係る一覧】</p>			
			市町の 花、木、鳥	宣 言	市町民憲章 名誉市町民 表彰
		国分市	 花：ハナタバコ コスモス 木：クロガネモチ	道義高揚都市	有り
		溝辺町	 花：梅の花 <small>しゅろ</small> 木：棕櫚の木	<ul style="list-style-type: none"> <li>・青少年育成の町</li> <li>・増健の町みぞべ</li> </ul>	有り
		横川町	 花：さくら 木：けやき	平和を引き継ぐ町	有り
		牧園町	 花：ミヤマキリシマ 木：もみじ 鳥：ホオジロ	非核自治体	有り
		霧島町	 花：ミヤマキリシマ 木：アカマツ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通安全宣言の町</li> <li>・シートベルト・ヘルメット着用推進の町</li> <li>・飲酒運転追放</li> </ul>	有り
		隼人町	 花：カンナ 木：山つばき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非核都市</li> <li>・人権尊重の町</li> </ul>	有り
		福山町	 花：ヤマツツジ 木：イヌマキ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重度心身障害児愛護の町</li> <li>・非核都市</li> </ul>	有り



協定項目番号	協定項目	調整方針の内容等																																																																																																																																																																																																										
21	国民健康保険事業の取扱い	<p>1. 合併後の平成17年度課税分までは、1市6町の例により現行のとおり引継ぎ、平成18年度課税分から新市で統一した税率を適用する。課税方式は資産割課税を廃止した方式を検討する。なお、納期については国分市の例により8期とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>国分市</th> <th>溝辺町</th> <th>横川町</th> <th>牧園町</th> <th>霧島町</th> <th>隼人町</th> <th>福山町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世帯数</td> <td>8,814世帯</td> <td>1,642世帯</td> <td>1,355世帯</td> <td>2,401世帯</td> <td>1,394世帯</td> <td>6,878世帯</td> <td>1,581世帯</td> </tr> <tr> <td>被保険者数</td> <td>16,249人</td> <td>3,443人</td> <td>2,445人</td> <td>4,528人</td> <td>2,675人</td> <td>12,467人</td> <td>2,887人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">所得割</td> <td>医療</td> <td>7.7%</td> <td>6.4%</td> <td>7.5%</td> <td>7.5%</td> <td>8.9%</td> <td>9.5%</td> </tr> <tr> <td>介護</td> <td>1.0%</td> <td>0.5%</td> <td>0.9%</td> <td>1.2%</td> <td>1.3%</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">資産割</td> <td>医療</td> <td>30.8%</td> <td>25.0%</td> <td>50.0%</td> <td>55.0%</td> <td>57.0%</td> <td>55.0%</td> </tr> <tr> <td>介護</td> <td>5.4%</td> <td>4.4%</td> <td>8.0%</td> <td>8.0%</td> <td>9.0%</td> <td>5.6%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">均等割</td> <td>医療</td> <td>25,300円</td> <td>22,000円</td> <td>22,200円</td> <td>21,000円</td> <td>26,000円</td> <td>22,000円</td> </tr> <tr> <td>介護</td> <td>5,800円</td> <td>5,700円</td> <td>5,600円</td> <td>6,600円</td> <td>6,000円</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平等割</td> <td>医療</td> <td>26,400円</td> <td>24,000円</td> <td>23,400円</td> <td>22,000円</td> <td>27,000円</td> <td>24,000円</td> </tr> <tr> <td>介護</td> <td>4,000円</td> <td>3,600円</td> <td>3,400円</td> <td>4,000円</td> <td>5,000円</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">課税限度</td> <td>医療</td> <td>530,000円</td> <td>530,000円</td> <td>530,000円</td> <td>530,000円</td> <td>530,000円</td> <td>530,000円</td> </tr> <tr> <td>介護</td> <td>80,000円</td> <td>80,000円</td> <td>80,000円</td> <td>80,000円</td> <td>80,000円</td> <td>80,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【現行の納期について】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>納期</th> <th>国分市</th> <th>溝辺町</th> <th>横川町</th> <th>牧園町</th> <th>霧島町</th> <th>隼人町</th> <th>福山町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1期</td> <td>7月1日～ 7月31日</td> <td>6月1日～ 6月30日</td> <td>4月1日～ 4月30日</td> <td>5月1日～ 5月31日</td> <td>5月1日～ 5月31日</td> <td rowspan="10">6月～3月 までの月末</td> <td>5月1日～ 5月31日</td> </tr> <tr> <td>2期</td> <td>8月1日～ 8月31日</td> <td>7月1日～ 7月31日</td> <td>7月1日～ 7月31日</td> <td>7月1日～ 7月31日</td> <td>6月1日～ 6月30日</td> <td>8月1日～ 8月31日</td> </tr> <tr> <td>3期</td> <td>9月1日～ 9月30日</td> <td>8月1日～ 8月31日</td> <td>10月1日～ 10月31日</td> <td>9月1日～ 9月30日</td> <td>8月1日～ 8月31日</td> <td>9月1日～ 9月30日</td> </tr> <tr> <td>4期</td> <td>10月1日～ 10月31日</td> <td>9月1日～ 9月30日</td> <td>12月1日～ 12月25日</td> <td>12月1日～ 12月20日</td> <td>9月1日～ 9月30日</td> <td>11月1日～ 11月30日</td> </tr> <tr> <td>5期</td> <td>11月1日～ 11月30日</td> <td>10月1日～ 10月31日</td> <td></td> <td></td> <td>10月1日～ 10月31日</td> <td>12月1日～ 12月27日</td> </tr> <tr> <td>6期</td> <td>12月1日～ 12月25日</td> <td>11月1日～ 11月30日</td> <td></td> <td></td> <td>11月1日～ 11月30日</td> <td>1月4日～ 1月31日</td> </tr> <tr> <td>7期</td> <td>1月1日～ 1月31日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>12月1日～ 12月25日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8期</td> <td>2月1日～ 2月末日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>9期</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10期</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 短期被保険者証は、現行どおり新市に引き継ぐ。資格証明書は、現在交付している市町は現行どおり新市に引き継ぎ、交付していない町は合併後速やかに交付する。</p> <p>【短期被保険者証及び資格証明書とは】</p> <p>被保険者が特別な事情がないにもかかわらず、国民健康保険税を滞納している場合に、税負担の公平を図ることから、被保険者証を返還させ、短期被保険者証又は資格証明書を発行するもの。</p> <p>資格証明書</p> <p>医療機関にかかる時の医療費が、一旦は全額自己負担となるもので、その後本人からの申出によりその7割分を支払うもの</p> <p>短期被保険者証</p> <p>保険証の有効期限が1ヶ月や2ヶ月と極めて短いもので、その被保険者の納税状況に応じて短期被保険者証を発行するもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>国分市</th> <th>溝辺町</th> <th>横川町</th> <th>牧園町</th> <th>霧島町</th> <th>隼人町</th> <th>福山町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資格証明書</td> <td>154</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>33</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>短期被保険者証</td> <td>270</td> <td>29</td> <td>30</td> <td>174</td> <td>18</td> <td>220</td> <td>49</td> </tr> </tbody> </table>		国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町	世帯数	8,814世帯	1,642世帯	1,355世帯	2,401世帯	1,394世帯	6,878世帯	1,581世帯	被保険者数	16,249人	3,443人	2,445人	4,528人	2,675人	12,467人	2,887人	所得割	医療	7.7%	6.4%	7.5%	7.5%	8.9%	9.5%	介護	1.0%	0.5%	0.9%	1.2%	1.3%	1.0%	資産割	医療	30.8%	25.0%	50.0%	55.0%	57.0%	55.0%	介護	5.4%	4.4%	8.0%	8.0%	9.0%	5.6%	均等割	医療	25,300円	22,000円	22,200円	21,000円	26,000円	22,000円	介護	5,800円	5,700円	5,600円	6,600円	6,000円	5,000円	平等割	医療	26,400円	24,000円	23,400円	22,000円	27,000円	24,000円	介護	4,000円	3,600円	3,400円	4,000円	5,000円	3,500円	課税限度	医療	530,000円	530,000円	530,000円	530,000円	530,000円	530,000円	介護	80,000円	80,000円	80,000円	80,000円	80,000円	80,000円	納期	国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町	1期	7月1日～ 7月31日	6月1日～ 6月30日	4月1日～ 4月30日	5月1日～ 5月31日	5月1日～ 5月31日	6月～3月 までの月末	5月1日～ 5月31日	2期	8月1日～ 8月31日	7月1日～ 7月31日	7月1日～ 7月31日	7月1日～ 7月31日	6月1日～ 6月30日	8月1日～ 8月31日	3期	9月1日～ 9月30日	8月1日～ 8月31日	10月1日～ 10月31日	9月1日～ 9月30日	8月1日～ 8月31日	9月1日～ 9月30日	4期	10月1日～ 10月31日	9月1日～ 9月30日	12月1日～ 12月25日	12月1日～ 12月20日	9月1日～ 9月30日	11月1日～ 11月30日	5期	11月1日～ 11月30日	10月1日～ 10月31日			10月1日～ 10月31日	12月1日～ 12月27日	6期	12月1日～ 12月25日	11月1日～ 11月30日			11月1日～ 11月30日	1月4日～ 1月31日	7期	1月1日～ 1月31日				12月1日～ 12月25日		8期	2月1日～ 2月末日						9期							10期								国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町	資格証明書	154	0	1	1	2	33	0	短期被保険者証	270	29	30	174	18	220	49
			国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町																																																																																																																																																																																																			
		世帯数	8,814世帯	1,642世帯	1,355世帯	2,401世帯	1,394世帯	6,878世帯	1,581世帯																																																																																																																																																																																																			
		被保険者数	16,249人	3,443人	2,445人	4,528人	2,675人	12,467人	2,887人																																																																																																																																																																																																			
		所得割	医療	7.7%	6.4%	7.5%	7.5%	8.9%	9.5%																																																																																																																																																																																																			
			介護	1.0%	0.5%	0.9%	1.2%	1.3%	1.0%																																																																																																																																																																																																			
		資産割	医療	30.8%	25.0%	50.0%	55.0%	57.0%	55.0%																																																																																																																																																																																																			
			介護	5.4%	4.4%	8.0%	8.0%	9.0%	5.6%																																																																																																																																																																																																			
		均等割	医療	25,300円	22,000円	22,200円	21,000円	26,000円	22,000円																																																																																																																																																																																																			
			介護	5,800円	5,700円	5,600円	6,600円	6,000円	5,000円																																																																																																																																																																																																			
		平等割	医療	26,400円	24,000円	23,400円	22,000円	27,000円	24,000円																																																																																																																																																																																																			
			介護	4,000円	3,600円	3,400円	4,000円	5,000円	3,500円																																																																																																																																																																																																			
		課税限度	医療	530,000円	530,000円	530,000円	530,000円	530,000円	530,000円																																																																																																																																																																																																			
			介護	80,000円	80,000円	80,000円	80,000円	80,000円	80,000円																																																																																																																																																																																																			
		納期	国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町																																																																																																																																																																																																			
		1期	7月1日～ 7月31日	6月1日～ 6月30日	4月1日～ 4月30日	5月1日～ 5月31日	5月1日～ 5月31日	6月～3月 までの月末	5月1日～ 5月31日																																																																																																																																																																																																			
		2期	8月1日～ 8月31日	7月1日～ 7月31日	7月1日～ 7月31日	7月1日～ 7月31日	6月1日～ 6月30日		8月1日～ 8月31日																																																																																																																																																																																																			
		3期	9月1日～ 9月30日	8月1日～ 8月31日	10月1日～ 10月31日	9月1日～ 9月30日	8月1日～ 8月31日		9月1日～ 9月30日																																																																																																																																																																																																			
		4期	10月1日～ 10月31日	9月1日～ 9月30日	12月1日～ 12月25日	12月1日～ 12月20日	9月1日～ 9月30日		11月1日～ 11月30日																																																																																																																																																																																																			
		5期	11月1日～ 11月30日	10月1日～ 10月31日			10月1日～ 10月31日		12月1日～ 12月27日																																																																																																																																																																																																			
		6期	12月1日～ 12月25日	11月1日～ 11月30日			11月1日～ 11月30日		1月4日～ 1月31日																																																																																																																																																																																																			
7期	1月1日～ 1月31日				12月1日～ 12月25日																																																																																																																																																																																																							
8期	2月1日～ 2月末日																																																																																																																																																																																																											
9期																																																																																																																																																																																																												
10期																																																																																																																																																																																																												
	国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町																																																																																																																																																																																																					
資格証明書	154	0	1	1	2	33	0																																																																																																																																																																																																					
短期被保険者証	270	29	30	174	18	220	49																																																																																																																																																																																																					

# 始良中央地区合併協議会の協定項目協議状況

協定項目	承認済	提案中	未協議	協定項目	承認済	提案中	未協議
1、合併の方式				25、各種事務事業の取扱い			
2、合併の期日				(1) 男女共同参画事業			
3、新市の名称				(2) 姉妹都市・国際交流事業			
4、新市の事務所の位置				(3) 電算システム事業			
5、財産の取扱い				(4) 広報広聴関係事業			
6、新市まちづくり計画				(5) 納税関係事業			
7、議会議員の定数及び任期の取扱い				(6) 消防防災関係事業			
8、地域審議会の設置				(7) 交通関係事業			
9、農業委員会委員の定数及び任期の取扱い				(8) 窓口業務			
10、地方税の取扱い				(9) 保健衛生事業			
11、一般職の職員の身分の取扱い				(10) 環境衛生事業			
12、特別職の身分の取扱い				(11) 障害者福祉事業			
13、条例、規則等の取扱い				(12) 高齢者福祉事業			
14、事務組織及び機構の取扱い				(13) 児童福祉事業			
15、一部事務組合等の取扱い				(14) 生活保護事業			
16、使用料、手数料等の取扱い				(15) その他の福祉事業			
17、公共的団体等の取扱い				(16) 農林水産関係事業			
18、補助金、交付金等の取扱い				(17) 商工・観光関係事業			
19、町名・字名の取扱い				(18) 建設関係事業			
20、慣行の取扱い				(19) 上・下水道事業			
21、国民健康保険事業の取扱い				(20) 学校教育事業			
22、介護保険事業の取扱い				(21) コミュニティ施策			
23、消防団の取扱い				(22) 社会教育事業			
24、自治会・行政連絡機構の取扱い				(23) 情報公開制度			
				(24) 社会福祉協議会関係事業			
				(25) 第三セクター等関係事業			
				(26) 病院関係事業			
				(27) その他事業			

承認済: 協議会の会議において承認済み

提案中: 協議会へ提案中又は小委員会で協議中

未協議: 協議項目として未提案

平成16年3月末現在における協議状況です。

## 協議会は傍聴できます

合併協議会は、原則として毎月第2・第4木曜日の午後1時30分から開催されます。会場は、国分シビックセンター複合施設棟2F多目的ホールです。

傍聴者の定員は30名となっています。希望される方は、会議当日に傍聴者受付までお越しください。

なお、会議開会15分前から傍聴証を発行しますが、15分前における傍聴希望者が定員を超える場合には、抽選により傍聴者を決定します。

当面の協議会開催日程	第22回協議会	4 / 8 (木)	第23回協議会	4 / 21 (水)
	第24回協議会	5 / 13 (木)	第25回協議会	5 / 27 (木)

## ご意見、ご質問をお寄せください

合併に関してご意見、ご質問等がありましたら、合併協議会事務局又は各市町合併担当課までご連絡ください。

**始良中央地区合併協議会事務局**

〒899-4394 国分市中央三丁目45番1号  
国分シビックセンター行政棟(国分市役所)7階

TEL 0995-64-0937 FAX 0995-64-0940